

改 正 案	現 行
<p>（対象とする端末機器）</p> <p>第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。</p> <p>一 アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信回線の用に供するものをいう。以下同じ。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器</p> <p>二 インターネットプロトコル電話用設備（電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置（インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう）、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器</p> <p>三 無線呼出設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、無線によって利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む</p>	<p>（対象とする端末機器）</p> <p>第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。</p> <p>一 電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信回線の用に供するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器</p> <p>【新設】</p> <p>二 無線呼出設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、無線によって利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む</p>

む。)を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

四 総合デジタル通信用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

五 専用通信回線設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。)又はデジタルデータ伝送用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、デジタル方式により専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

2 (略)

様式第7号 (第10条、第22条、第29条及び第38条関係)

(略)

端末機器の種類	記号
一 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
二 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
三 無線呼出用設備に接続される端末機器	B
四 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C

む。)を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

三 総合デジタル通信用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

四 専用通信回線設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。)又はデジタルデータ伝送用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、デジタル方式により専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。)に接続される端末機器

2 (同上)

様式第7号 (第10条、第22条、第29条及び第38条関係)

(同上)

端末機器の種類	記号
一 電話用設備に接続される端末機器	A
二 無線呼出用設備に接続される端末機器	B
三 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C

<p>五 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器</p>	D
<p>四 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器</p>	D

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「旧規則」という。）第三条第一項第四号に掲げる端末機器に係る表示は、なお従前の例による。
- 3 この省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「新規則」という。）第三条第一項第二号に掲げる端末機器に係る法第五十三条の端末機器技術基準適合認定若しくは法第五十六条の設計認証の求めの審査又は法第六十三条の技術基準適合自己確認の届出については、この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間、新規則の規定にかかわらず、なお旧規則第三条第一項第四号に掲げる端末機器に係る規定により行うことができる。この場合において、端末機器に付する表示は、なお従前の例による。